

さいたま市告示第 1 6 2 6 号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
C 第 2 3 9 号 線	さいたま市桜区西堀五丁目 1210 番 1 地先	前	0.7	76.24
	さいたま市桜区西堀五丁目 1222 番地先			
	さいたま市桜区西堀五丁目 1210 番 1 地先	後	0.7 ～	50.74
	さいたま市桜区西堀五丁目 1225 番 2 地先		1.05	
F 第 5 1 3 号 線	さいたま市浦和区高砂三丁目 1 番 6 地先	前	25.50 ～	14.28
	さいたま市浦和区高砂二丁目 201 番 1 地先		31.82	
	さいたま市浦和区高砂三丁目 1 番 6 地先	後	25.50 ～	14.28
	さいたま市浦和区高砂二丁目 201 番 1 地先		27.09	